平成２１年（フ）第８７６号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目８番１号
債務者　吉田　敏子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０７１号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目16番23号
債務者　宮野　礼子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０９９号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目16番35―404号
債務者　近藤由利子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１２８号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目12番４号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目18番19号
債務者　チキンハウスペンギン村こと　木須井準
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１３０号
兵庫県西宮市津門住江町７番21―202号
債務者　神田　抄子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１９年（フ）第３９８号
鳥取県米子市皆生新田３丁目11番21―203号
債務者　織田万里子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第１１号
鳥取県米子市皆生新田３丁目11番21―203号
債務者　織田智津子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８２号
鳥取県境港市末広町122番地１
債務者　馬津川友美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８４号
鳥取県米子市西福原９丁目１番６号　A201号
債務者　加島　一人
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８５号
鳥取県米子市西福原９丁目１番６号　A201号
債務者　加島由美子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９４号
広島県三原市中之町３丁目２番11―106号
債務者　大西　祐一
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
広島県三原市宮浦４丁目５番25号
債務者　若松　廣志
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
広島県三原市中之町４丁目23番17号、住民票上の住所広島県三原市小泉町5229番地11
債務者　藤本　芳之
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
広島県三次市三和町敷名1471番地２
債務者　樫原美佐子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第７７号
山口県萩市大字椿東6051番地８
債務者　篠原　寿貴
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第８４号
山口県長門市油谷伊上1374番地
債務者　島田　徳城
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第８７号
山口県長門市真木860番地３
債務者　藤本久美子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
山口地方裁判所萩支部